

毎週火・金曜日定例発行

千葉県報

定例
令和7年2月21日

主要目次

○	道路の供用開始	一
○	土砂災害警戒区域の指定	三
○	土砂災害特別警戒区域の指定	六
○	都市計画下水道事業の事業計画の変更認可	六
○	選挙管理委員会告示	六
○	千葉県知事選挙に係る選挙人名簿の登録の基準日	七
○	千葉県知事選挙における公職の候補者がポスターの掲示を始めることのできる日	七
○	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出	七
○	土地改良区役員の退任及び就任	八
○	農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請	八
○	特定調達公告	八
○	入札公告	八
○	落札者等の公告(四件)	九

告示

千葉県告示第七十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、令和七年二月二十一日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び安房土木事務所において、令和七年二月二十一日から三週間、縦覧に供する。

令和七年二月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

路線名	供用開始の区間
県道鴨川保田線	鴨川市成川字女田ヶ原一三番一地先から一〇番一地先まで
	鴨川市成川字女田ヶ原九番一地先から南小町字北ヶ谷六二〇番一地先まで

千葉県告示第七十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和七年二月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮野木台二	千葉県花見川区宮野木台二丁目及び宮野木台一丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
宮野木台三	千葉県花見川区宮野木台四丁目及び稲毛区宮野木町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
検見川町四	千葉県花見川区検見川町五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西小中台一	千葉県花見川区西小中台及び宮野木台一丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
朝日ヶ丘二	千葉県花見川区朝日ヶ丘一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
朝日ヶ丘三	千葉県花見川区朝日ヶ丘四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
長作台一	千葉県花見川区長作台一丁目及び長作町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
畑町四	千葉県花見川区畑町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
畑町五	千葉県花見川区畑町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
畑町六	千葉県花見川区畑町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
幕張町一	千葉県花見川区幕張町二丁目及び幕張本郷七丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

幕張町一二	千葉市花見川区幕張町三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
幕張町一三	千葉市花見川区幕張町四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
幕張町一四	千葉市花見川区幕張町四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
幕張本郷五	千葉市花見川区幕張本郷一丁目及び幕張本郷二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
幕張本郷六	千葉市花見川区幕張本郷三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
幕張本郷七	千葉市花見川区幕張本郷七丁目及び幕張町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
幕張本郷八	千葉市花見川区幕張本郷七丁目及び幕張町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
浪花町二	千葉市花見川区浪花町、花園二丁目及び検見川町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
浪花町三	千葉市花見川区浪花町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
浪花町四	千葉市花見川区浪花町及び瑞穂三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
花園町三	千葉市花見川区花園町及び朝日ヶ丘三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
花園町四	千葉市花見川区花園町及び朝日ヶ丘町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
南花園一	千葉市花見川区南花園二丁目及び花園二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
武石町四	千葉市花見川区武石町一丁目の区域	急傾斜地の崩壊
武石町五	千葉市花見川区武石町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
武石町六	千葉市花見川区武石町一丁目及び幕張町四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
武石町七	千葉市花見川区武石町一丁目及び長作町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
加曾利町一三	千葉市若葉区加曾利町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
加曾利町一四	千葉市若葉区加曾利町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
加曾利町一五	千葉市若葉区加曾利町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
加曾利町一六	千葉市若葉区加曾利町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
原町一	千葉市若葉区原町及び東寺山町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
原町二	千葉市若葉区原町、東寺山町及び源町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
高根町六	千葉市若葉区高根町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
高根町七	千葉市若葉区高根町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
佐和町四	千葉市若葉区佐和町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西都賀一	千葉市若葉区西都賀一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
千城台西一	千葉市若葉区千城台西二丁目及び千城台西一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
千城台南一	千葉市若葉区千城台南四丁目、千城台南三丁目、大草町及び千城台南一	急傾斜地の崩壊

あすみが丘東	あすみが丘三	あすみが丘二	あすみが丘一	土気町二	小倉町五	下田町四	みつわ台一	北谷津町八	東寺山町五	東寺山町四	大宮町六	大宮町五	大宮町四	多部田町一
千葉県緑区あすみが丘東二丁目及び区域	千葉県緑区あすみが丘九丁目及び小山町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉県緑区あすみが丘六丁目及び大椎町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉県緑区あすみが丘三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉県緑区土気町及びあすみが丘一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉県若葉区小倉町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉県若葉区下田町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉県若葉区みつわ台三丁目及び都賀の台一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉県若葉区北谷津町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉県若葉区東寺山町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉県若葉区東寺山町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉県若葉区大宮町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉県若葉区大宮町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉県若葉区大宮町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉県若葉区多部田町の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

大野台一	板倉町二	板倉町三	板倉町四	板倉町五	板倉町六	大木戸町八	大木戸町七	大木戸町六	大木戸町五	大木戸町四	大木戸町三	大木戸町二	大木戸町一	大椎町八	大椎町七	大椎町六	大椎町五	大椎町四	大椎町三	大椎町二	大椎町一	あすみが丘二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域
千葉県緑区大野台二丁目及び大木戸町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉県緑区板倉町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉県緑区板倉町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉県緑区板倉町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉県緑区板倉町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉県緑区板倉町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉県緑区大木戸町及び越智町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉県緑区大木戸町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉県緑区大木戸町及び大椎町の区域のうち、次の図面に示す区域	あすみが丘二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域													
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

千葉県告示第七十五号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第...）

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び千葉県土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

五十七号) 第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。
 令和七年二月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
宮野木台二	千葉市花見川区宮野木台二丁目及び宮野木台一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
宮野木台三	千葉市花見川区宮野木台四丁目及び稲毛区宮野木町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
検見川町四	千葉市花見川区検見川町五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
西小中台一	千葉市花見川区西小中台及び宮野木台一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
朝日ヶ丘三	千葉市花見川区朝日ヶ丘四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
長作台一	千葉市花見川区長作台一丁目及び長作町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
畑町四	千葉市花見川区畑町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
幕張町一一	千葉市花見川区幕張町二丁目及び幕張本郷七丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

幕張町一二	千葉市花見川区幕張町三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
幕張本郷七	千葉市花見川区幕張本郷七丁目及び幕張町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
幕張本郷八	千葉市花見川区幕張本郷七丁目及び幕張町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
浪花町二	千葉市花見川区浪花町、花園二丁目及び検見川町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
浪花町三	千葉市花見川区浪花町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
浪花町四	千葉市花見川区浪花町及び瑞穂三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
花園町三	千葉市花見川区花園町及び朝日ヶ丘三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
花園町四	千葉市花見川区花園町及び朝日ヶ丘町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
南花園一	千葉市花見川区南花園二丁目及び花園二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
武石町五	千葉市花見川区武石町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
武石町六	千葉市花見川区武石町一丁目及び幕張町四丁目の区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

千城台西一	佐和町四	高根町七	高根町六	原町二	原町一	加曾利町一六	加曾利町一五	加曾利町一四	加曾利町一三	武石町七	
千葉市若葉区千城台西二丁目及び千城台西一丁目の区域のうち、次の図面に示す	千葉市若葉区佐和町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市若葉区高根町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市若葉区高根町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市若葉区原町、東寺山町及び源町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市若葉区原町及び東寺山町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市若葉区加曾利町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市若葉区加曾利町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市若葉区加曾利町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市若葉区加曾利町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市花見川区武石町一丁目及び長作町の区域のうち、次の図面に示す区域	のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	

小倉町五	下田町四	みつわ台一	北谷津町八	東寺山町五	東寺山町四	大宮町六	大宮町五	大宮町四	多部田町一	千城台南一
千葉市若葉区小倉町の区域	千葉市若葉区下田町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市若葉区みつわ台三丁目及び都賀の台一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市若葉区北谷津町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市若葉区東寺山町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市若葉区東寺山町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市若葉区大宮町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市若葉区大宮町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市若葉区大宮町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市若葉区多部田町の区域のうち、次の図面に示す区域	千葉市若葉区千城台南四丁目、千城台南三丁目、大草町及び千城台南一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

基準日 令和七年二月二十六日。ただし、年齢の算定については、令和七年三月十六日とする。

千葉県選挙管理委員会告示第三号

令和七年三月十六日執行予定の千葉県知事選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百四十四条の二の規定により設置されたポスター掲示場に公職の候補者がポスターの掲示を始めることのできる日は、令和七年二月二十七日である。

令和七年二月二十一日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

公告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、令和七年二月二十一日から六月二十三日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年二月二十一日から六月二十三日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
令和七年二月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
クスのアオキ長柄店
長生郡長柄町国府里字宮後五八六番一ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社クスのアオキ 代表取締役 青木宏憲
石川県白山市松本町二、五一二番地
ロ 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社クスのアオキ 代表取締役 青木宏憲
石川県白山市松本町二、五一二番地
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和七年十月六日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、三〇五平方メートル

5 駐車場の収容台数
四九台

6 駐車場の収容台数
三八台

7 荷さばき施設の面積
四八平方メートル

8 廃棄物等の保管施設の容量
七立方メートル

9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻は午前九時、閉店時刻は午前零時

10 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から翌午前零時三十分まで

11 駐車場の自動車の出入口の数
二か所

12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで

届出年月日
令和七年二月五日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び長生郡長柄町産業振興課

土地改良区役員の退任及び就任
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、香取市水郷土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任の届出があった。

令和七年二月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 退任監事

香取市大倉一一九番地

八日市場八八番地

津宮一、〇五一番地二

二 就任監事

香取市小見川四〇七番地

大倉丁子一四番地二

津宮一、六〇三番地

大倉二、〇五三番地四

戸村 治夫	栗田 政廣	多田 武雄	佐久間 幹孔	伊藤 勝重	大川 英男	多田 好男
-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------

農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し次のとおり裁定の申請があった。

なお、申請に係る農地の所有者等は、令和七年二月二十一日から三月七日まで、千葉県農林水産部農地・農村振興課に意見書を提出することができる。

令和七年二月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積	所在地	地番	地目	面積
一	成田市北部字善光塚	二九九番	畑	一、〇二二平方メートル
	〃	三〇〇番	〃	一、〇二二平方メートル
	〃	三〇六番	田	一、〇二二平方メートル
	〃	三四〇番一	〃	五八八平方メートル
	成田市北羽鳥字北部	三、九八三番	〃	一、〇二二平方メートル

二 申請に係る農地の利用の現況
耕作の事業に従事する者が不在となっている。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に貸し付ける。

希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
四	令和七年七月	十年	九八、一〇円

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基いて政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。

入札公告
次のとおり一般競争入札に付する。
令和7年2月21日

千葉県知事 熊谷 俊人

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 庶務共通事務処理システム等機器等賃貸借 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 契約日から令和13年3月31日まで（賃貸借期間は令和8年1月1日から令和12年12月31日までとし、その前後の期間は導入及び撤去の期間とする。）

(4) 履行場所 千葉県知事が指定する場所

- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難い者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6年度及び7年度物品等入札参加業者名簿に登録されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。
- (3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づき指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づき入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
- (6) 仕様書に定める資格等を有する者を配置できること及び仕様書に定める条件を満たす機器等を納入できることを証明した者であること。
- (7) 過去5年以内に、国（独立行政法人を含む。）又は都道府県若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市からこの業務と同種の業務（仮想化技術を用いたサーバ機器等を設置するものに限る。）を受注し、履行した実績（現に履行中である場合を含む。）を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 千葉県中央区市場町1番1号 千葉県総務部デジタル改革推進局 情報システム課しよむ・文書システム班 電話043（223）2186
- (2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム <https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>
- (3) 入札説明書の交付期間 令和7年2月21日から3月12日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (4) 入札書の提出期限 令和7年4月2日午後5時

<p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和7年4月2日午後5時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 令和7年4月3日午前10時 千葉県庁中庁舎3階情報システム課内</p> <p>その他</p>	<p>(9) 契約の変更又は解除 この公告に係る契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る経費の減額又は削除があつた場合は、この契約を変更し、又は解除することができる。</p> <p>(10) その他 詳細は、入札説明書による。</p>
<p>4 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p>	<p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the services to be required: Lease Contract of Server Devices and Computer equipment for Chiba Prefectural general affairs System (1set)</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 2 April, 2025</p> <p>(3) Contact point for the notice: Information Systems Division, Digital Transformation Bureau, General Affairs Department, Chiba Prefectural Government, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8667 Japan TEL 043-223-2186</p>
<p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。）第99条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から（4）により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。</p>	<p>落札者等の公告</p> <p>次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>令和7年2月21日</p> <p>千葉県立多古高等学校長 三好 啓太</p>
<p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和7年3月12日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。</p>	<p>【掲載順序】</p> <p>①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続</p> <p>⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項</p> <p>①千葉県立多古高等学校普通教室空調設備貸借 一式 ②千葉県立多古高等学校 香取郡多古町多古3, 236番地 ③令和6年12月20日 ④NTT・TCCリース株式会社千葉支店 千葉市中央区新町1, 000番地 ⑤54, 389, 500円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年11月22日</p>
<p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和7年3月12日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所</p>	<p>落札者等の公告</p> <p>次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>令和7年2月21日</p> <p>千葉県立大多喜高等学校長 福田 茂博</p>
<p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかつた者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県知事が判断した入札者であつて、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p>	<p>【掲載順序】</p> <p>①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の</p>

令和7年2月21日(金曜日)

氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続
 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項
 ①千葉県立大多喜高等学校管理諸室・特別教室空調設備貸借 一式 ②千葉県立大多喜高等学校 夷隅郡大多喜町大多喜481番地 ③令和6年12月20日 ④NTT・TCリーヌ株式会社千葉支店 千葉市中央区新町1, 000番地 ⑤60, 459, 300円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年11月22日

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。

令和7年2月21日

千葉県立大原高等学校長 渡邊 嘉幸

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続
 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項
 ①千葉県立大原高等学校管理諸室・特別教室空調設備貸借 一式 ②千葉県立大原高等学校 いすみ市大原7, 985番地 ③令和6年12月20日 ④株式会社JEC C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 ⑤87, 241, 000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年11月22日

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。

令和7年2月21日

千葉県知事 熊谷 俊人

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続
 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項
 ①非常時映像伝送システム貸借 一式 ②千葉県警察本部総務部会計課 千葉市中央区長洲一丁目9番1号 ③令和6年12月25日 ④NECキヤピタルソリューション株式会社 千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1 ⑤50, 490, 000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年11月12日

第14017号

千

葉

県

報

電話 44 1 10 11

発行 千葉市中央区市場町一番一

千 葉 県

購読申込先 〇四三(二二三)二六五八